

学校の臨時休校要請に対する静岡市の対応について

令和2年2月28日

静岡市教育委員会

1. 臨時休校要請への対応について

政府の要請を踏まえつつ、保護者が職場との調整をする時間を最低限確保する趣旨から、3月3日（火）から、市立の全小中、高等学校を休校とする。

現時点での臨時休校の終期については、この2週間が感染拡大防止の重大な局面とされていることを踏まえて、特に重要な期間である3月15日までの期間とする。

休校期間の終期については、今後の県内の感染拡大状況を踏まえて延長することも検討する。

（スケジュール）

3月 2日 : 保護者の対応準備期間として開校

3月 3日から : 臨時休校期間

3月15日まで

3月16日から : 学校再開

3月18日 : 小学校の卒業式

3月19日 : 中学校の卒業式

3月20日から : 春休みの開始

2. 激変緩和措置について

休校期間中の子どもの居場所の確保のために、臨時休業により大きな困難を抱えることとなる児童生徒に限定して、保護者への配慮として、学校において預かり、教職員がケアを担う。

預かり中は、自習やレクリエーション活動を行い、授業は実施しない。

その際、学校に預ける前に家庭による体温検査の徹底など、感染拡大防止策を講じる。

3. 休校期間中の児童生徒の学習保障について

休校期間中の児童生徒の学習については、自習課題などを与えることにより、勉強の遅れが生じにくいように各学校において対応する。自習課題については、可能な限り3月2日（月）の最終開校日に児童生徒に渡し、状況に応じて、メールなどによって追加的に子どもに課題を送付する。